

北庄内合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、酒田市、八幡町、松山町及び平田町(以下「構成市町」という。)の負担金のほか、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会において承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時的かつ特別の理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって管理しなければならない。

(協議会の出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(予算の流用)

第7条 会長は、歳出予算のうち款項を越える流用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3カ月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監

査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算の認定を得たときは、当該決算書の写しを構成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式により、これを行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年11月16日から施行する。
- 2 平成16年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回目の」と、同条第4項中「毎年4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「平成16年11月16日から翌年3月31日まで」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 会議費
		2 啓発費
		3 調査費
2 運営費	1 事務費	1 事務費
3 予備費	1 予備費	1 予備費